

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30 年－ 12 (30. 6.11)	危機管理	<p><b>島根原発3号機の適合性審査申請に関して中国電力に事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>中国電力は5月22日に、島根原発3号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するため、島根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行った。周辺自治体の民意を十分考えることなく、新規原発稼働の開始手続をこのように拙速に進めてはならないと考える。</p> <p>2011年に東京電力福島第一原発事故を経験した私たちは、ひとたび事故が起きれば、放射能汚染が広範囲に拡散し、被害は長期にわたるということを学習した。もし、島根原発で過酷事故が起きれば、被害は立地自治体の島根県だけで済むはずがなく、鳥取県にも放射能汚染の影響は広がり、ジオパークや国立公園・国定公園などに指定されている山陰海岸や大山、氷ノ山をはじめとする豊かな自然、そこに暮らす人々を支える産業にも取り返しのつかない打撃を与え、コミュニティが破壊されることが予想される。多くの人々の平穏な人生が奪われるという点においては、立地自治体も周辺自治体も変わりはない。</p> <p>中国電力は島根原発3号機の安全性について強調しているが、審査する立場の国は、原発に絶対の安全性がないことを認めており、再び「想定外の事故」が起きる可能性を否定できない。鳥取県・境港市・米子市など島根原発から30km圏の自治体においても、立地自治体同様に事前了解権（同意権）を認める安全協定を結ぶ必要があると考える。</p> <p>日本の原発事故をきっかけとして、世界では原子力から再生可能エネルギーへと大幅なエネルギー転換政策が行われている。原子炉などの施設や使用済み核燃料の処理方法は未だ確立されていない。私たちの世代の目先の利益のために、ふるさと喪失のリスクと膨大な核のゴミを次世代に押し付けて、新規原発稼働へと拙速な判断をすることは、未来に大きな禍根を残すことになりかねない。私たちはもっと慎重に考える必要がある。</p>	<p>脱原発しよいや in とっとり 共同代表 柳 明 子</p>

▶陳情趣旨

- 1 島根原発から30km圏内の周辺自治体に対しても立地自治体と同等の事前了解権（同意権）を認める安全協定に改定するよう、鳥取県から中国電力に求めること。
- 2 次世代にも影響を及ぼす島根原発3号機の適合性審査申請に関しては、鳥取県議会として慎重に対応し、拙速な判断をしないこと。